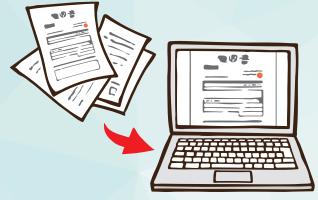
## 制度改正等の課題解決環境整備事業



電子帳簿保存法とは、各税法において保存が義務付けられて いる帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子デー タによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保 存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保 存を求めることを定めた法律です。

令和5年度税制改正による事業者への影響、ならびに取り得る 対策はどのようなものかについて分かりやすく解説いたします。



令和5年

月7日(火)

14:00~16:00

日時



内容

近江八幡商工会議所(2階 大ホール)

◆電子帳簿保存法の改正内容について

◆法改正による事業者への影響ならびに 取り得る対策について



主催

【講師プロフィール】

小川 宗彦氏

税理士・行政書士・ 滋賀県立大学非常勤講師

士業は「サービス業」との考えに基づき、経 営者の資金繰りに着目し、各企業に応じた事 業計画書作成を手掛け、財務と組織の仕組 み作りを得意としている。商工会議所・商工 会等の経営者・財務担当者向けのセミナー講 演では、自らの事例を用いての説明に多くの 参加者がその分かり易さに引き込まれリピー ターが存在する。

中小・小規模事業者

(会員・非会員問わず) 対象者

**40**<sup>名</sup> 定員



【QRコードからお申し込みいただくか

下記の申込欄に必要事項をご記入の上 FAXにてお申し込みください。

申込方法

近江八幡商工会議所 TEL (0748) 33-4141

FAX (0748) 32-0765

事業所名	業種
所在地	TEL
参加者名	FAX